

「持続可能性に配慮した調達コード（第2版）（案）」に関する意見募集の結果及び対応案

- ・意見募集期間：2023年3月15日（水）～2023年4月14日（金）
- ・意見募集範囲：今回の改定内容（今回改定箇所は「持続可能性に配慮した調達コード（第2版）（案）」[改定箇所表示]の色付き文字部分）
- ・意見提出方法：電子メール
- ・意見書提出数：50名（団体含む）、95件

●主な意見等概要と対応案 ※類似意見は代表的なものを記載。【 】内は合計件数

No.	頁	行	意見等概要	対応案
個別基準（農産物）に関する意見等				
1	27	-	共通基準3.持続可能性に関する基準 (4)4.9外国人・移住労働者に記述された内容については、現在政府において政府技能実習制度・特定技能制度のあり方に関する有識者会議を設置し、今秋の最終報告を受けて制度の見直しに着手する。本県を筆頭に、農業分野で外国人材に依存する割合は今後さらに高まっていく。万博で提供する基準を満たす農産物を生産するためにも、外国人材を安定的に確保することが重要な課題であると考えられるため、制度見直しにおいて調達基準の考え方と相違がある場合は、実態に即して速やかに修正等を行うべき。	今後の議論の結果を踏まえて検討いたします。
2	27	-	基準案は概ね東京オリパラにおける基準に準じた内容と理解している。また、同大会で調達された農産物は新型コロナウイルスの影響により、当初よりかなり少量であり、国内産で何とか賄うことができた。しかし、万博において調達が必要な量は比較にならないほど大量であり、開催期間も長い国内産で賄えるシェアは、かなり低くなる危険性がある。質量ともに基準を満たす農産物を調達するうえでは、第三者認証 GAP 農産物では到底賄うことができず、都道府県が定める第三者確認制度を再構築して、確保する対策が不可欠。 一方でオリパラ後、県確認制度は大半が機能せず、GAP に取組む産地は大きく減少しているのが実態。このような状況下において、万博を GAP、さらには HACCP を普及させる重要なターニングポイントに位置付け、国や地方自治体が普及支援策を講じて、開会まで僅か2年程度の期間で多くの産地が基準達成に取り組む支援策を関係省庁が連携して打ち出すべき。その1つとして、農水省が進める「GAP パートナー」の拡大と、それらとの連携による産地への積極的なアクションを求める。食の分野で世界の先駆けとなる取組が展開されることを期待。	調達基準を満たした農産物が十分に供給されるよう関係者と連携を深めてまいります。
個別基準（畜産物）に関する意見等				
3	30	27	人間の食の安全のみでなく、畜産動物の実態も考慮に入れて欲しいため、「食品の安全を確保するため」を「食品の安全と畜産動物の良好な飼育環境を確保するため」に変更して欲しい。	飼育環境については、P30 の 35 行目に「⑤快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した OIE（国際獣疫事務局）陸生動物衛生規約等に照らして適切な措置が講じられていること。」と記載しております。
4	30	35	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した OIE（国際獣疫事務局）陸生動物衛生規約等に照らして適切な措置が講じられていること。」では不十分であり、これに加えて、卵は平飼い、鶏肉は飼育密度を 33kg/平米で飼育されたもの、豚肉はその母豚が妊娠ストール飼育されていないもの、牛乳と牛肉は放牧のもの、すべての畜肉は屠殺前に気絶処理を行ったものでなくてはならない旨を加えること。また、OIE（国際獣疫事務局）陸生動物衛生規約と国の指針とは内容に差があるため OIE 陸生動物衛生規約の動物福祉規約について日本語訳文をつけること。【39】	アニマルウェルフェアについては国際的に様々な考え方があり地域等によっても異なると承知しております。その上で、150 以上の国・地域が参加する大阪・関西万博における調達基準は、180 以上の国・地域が加盟する OIE の国際基準が適切と考えております。 なお、推奨基準には、当協会が今後の国際動向を踏まえたアニマルウェルフェアに関する認証も含めることとしており、検討しているところです。 また、現在農林水産省で新たに作成している国の飼養管理に関する指針は OIE の国際基準に沿ったものと聞いております。当該新指針が発出されましたら、改めて調達コードとして適切か検討いたします。
5	30	35	「持続可能性に配慮した畜産物の調達基準」に下記を盛り込むよう修正を求める。 ・採卵鶏のアニマルウェルフェアへの配慮として、卵の調達基準を平飼い卵とする。 ※平飼いはエイビアリーを含む。 ・卵の調達において、全量を平飼い卵にすることが現実的でない場合は最低限の使用割合を示す。あるいは「賓客用ラウンジ」などの象徴的な施設では必須とするなどの実施策を示す。 理由<概要> 1. 畜産の持続可能性への配慮の核心はアニマルウェルフェア 2. 基準案の不十分なアニマルウェルフェア対応	

			<p>3. 欧米では脱ケージへの市民の強い支持</p> <p>4. 採卵鶏のケージフリーは必須</p> <p>5. 「いのち」がテーマの万博で、動物を取り残すことはできない。</p>	<p>数値目標については、客観的なデータに基づいた目標を出すことは難しいと考えております。</p> <p>鶏の飼養密度については、アニマルウェルフェアの国際基準である OIE コードでは、具体的な密度は示されていないことから、具体的な数値を設定することは難しいと考えております。</p>
6	31	4	<p>JGAP はアニマルウェルフェアの水準が低いため、アニマルウェルフェアの規定として以下を加えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屠殺については OIE（国際獣疫事務局）陸生動物衛生規約に従うものとする。 ・これに加えて、卵は平飼い、鶏肉は飼育密度を 33kg/平米で飼育されたもの、豚肉はその母豚が妊娠ストール飼育されていないもの、牛乳と牛肉は放牧のもの、すべての畜肉は屠殺前に気絶処理を行ったものでなくてはならない。【22】 	
7	31	27	<p>以下畜産物を優先調達（目標化）することを要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国産飼料畜産物 理由：日本ではお米の消費量が減少している。このままでは国内の農地が消滅しかねない。家畜の飼料としての飼料用米を有効活用すれば、国内の飼料自給率も向上し安全・安心な畜産物の生産に繋がる。また耕作放棄地も減少し、田園風景も守られる。このような視点から国内産飼料を給与した畜産物の優先調達の目標値を定めるのがよいのではないかと思う。 ・採卵鶏・肉用鶏、肉用牛の日本固有種（伝統種）（目標値 15%） 理由：国産種鶏、和牛など日本の風土気候にマッチした在来種の維持と開発が持続可能な畜産につながる。 ・持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS0013 認証を取得） 理由：JAS0013 は国内資源の利活用や、アニマルウェルフェア・周辺環境への配慮などを規定し、国内における鶏卵・鶏肉の生産を持続可能なものとするもので、既に認証商品が販売されている。 ・放牧または舎飼いで、面積当たり飼養羽数あるいは頭数を明示する農場で生産される畜産物 ・循環型（日本型）有畜複合生産農場で生産される畜産物 	<p>ご意見を踏まえ、「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS0013 認証を取得）」、「循環型（日本型）有畜複合生産農場で生産される畜産物」については、持続的な畜産物生産に資する取組を実践して生産された畜産物として考え得るため推奨基準に追加します。</p> <p>また、推奨事項の記載が増えることから、P31 の 28～33 行目を「（前略）持続的な畜産物生産に取り組む酪農・畜産農家が生産した畜産物を最大限調達することが推奨される。博覧会協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証等を受けて生産された畜産物も推奨される。（後略）」に修正し、注記に具体的な内容を記載することとします。</p> <p>なお、「国産飼料畜産物」については、意見募集案に既に記載しております。「採卵鶏・肉用鶏、肉用牛の日本固有種（伝統種）」については、固有種がそうでないものに比べて環境負荷軽減など持続的な畜産物生産に優れた性質を持っていると判断することが難しいと考えております。「放牧または舎飼いで、面積当たり飼養羽数あるいは頭数を明示する農場で生産される畜産物」については、どのような基準であれば持続可能性に配慮したといえるのか判断が難しいと考えております。</p> <p>数値目標については、客観的なデータに基づいた目標を出すことは難しいと考えております。</p>
8	31	32	<p>「持続可能性に配慮した畜産物の調達機準 7.」に「博覧会協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証を受けて生産される畜産物も推奨される」とあり、注として「国際的なアニマルウェルフェアに関する動向を踏まえて博覧会協会が認めるもの」とあるが、具対的な認証基準が示されていないため、当事者は当惑しかねない。そこで、博覧会協会が認める認証の明示と、既にあるアニマルウェルフェア認証を取得した食材の優先調達を提言する。</p> <p><前記以外の既にあるアニマルウェルフェア認証></p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまなしアニマルウェルフェア認証制度 <p>全国の自治体では初の認証制度で、2022 年から募集を開始している。アニマルウェルフェアとは、家畜の誕生から死を迎えるまでの間、ストレスをできる限り少なくし、行動要求が満たされた健康的な生活ができる飼育方法を目指す考え方として、エフォート〔取組（計画）認証〕基準、アチーブメント〔実績（成果）認証〕基準があり、2022 年 9 月 22 日現在、7 農場がアチーブメント認証を取得している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコデザイン平飼い鶏卵第三者認証（エコデザイン認証センター） <p>2022 年に誕生した日本初の平飼い鶏卵の第三者認証として現在申請を受付中。有機 JAS 認証、畜産関連の特色 JAS 認証業務に携わっている。【2】</p>	<p>「国際的なアニマルウェルフェアに関する動向を踏まえて博覧会協会が認めるもの」については、頂戴しましたご意見も踏まえて検討し、当協会のホームページ等で公表したいと考えております。</p>

9	31	32	<p>「博覧会協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証^{注3}を受けて生産された畜産物も推奨される。」について、「認証等」に変更を希望する。</p> <p>理由：日本国内でアニマルウェルフェア認証制度に該当するのは JAS、山梨県アニマルウェルフェア認証制度、アニマルウェルフェア畜産協会などわずかしかない。この他に、例えば、AWFCJ（アニマルウェルフェアフードコミュニティジャパン）では、認証制度に類するロゴマークを作っており、3ヶ年計画を提出した農場だけが使用を許可されている。是非、このような取組も含めていただきたい。</p>	<p>当協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証については、幅広く申請を頂いた上で検討を行っていきたいと考えていることから、ご意見を踏まえ「認証等」に修正いたします。</p>
10	-	-	<p>平飼い卵やケージフリーの乳・肉を用いた食事メニューを一部でも採用していただきたい。可能であれば、ベジタリアンメニューもあると幸い。畜産物の 2 の⑤にアニマルウェルフェアについての記載がある。海外でケージ飼いの畜産が徐々に禁止されていく中、日本のアニマルウェルフェアの水準は最低レベルと聞いた。世界中・全国が注目する万博で、動物への意識を示していただくことはとても大切だと思う。【2】</p>	<p>ご意見の内容については、今後の博覧会運営の参考とさせていただきます。</p>
11	-	-	<p>アニマルウェルフェアの普及についての要望</p> <p>世界では、グローバルな食品企業がアニマルウェルフェア食品の生産拡大に大きく舵を切って、アニマルウェルフェア食品のシェアが拡大している。日本でも食品事業者や消費者の間でアニマルウェルフェア食品への関心が高まっており、アニマルウェルフェアに配慮した畜産品を求める声が大きくなっている。また、生産現場では、アニマルウェルフェア畜産を志向する若い生産者が増えている。</p> <p>今後、アニマルウェルフェアを広く普及させるには、これまでアニマルウェルフェア畜産や畜産品に触れることのなかった人々に、アニマルウェルフェアを考える、知ってもらう機会の拡大が大切と思う。日々食のことを考える消費者、それを供給する仕事に携わる食品事業者への普及の場づくりとともに、日本の未来を担う子どもたちにアニマルウェルフェアを知ってもらい、それによって、いのちあるものとの関わりや日本の農畜産業への関心を高めることが大事と思う。</p> <p>一般の方や子どもたちがアニマルウェルフェアについて考え、知るために、</p> <p>(1) 万博会場において、食や農業に関するイベント、アニマルウェルフェア講座の実施及びその会場の設定、アニマルウェルフェア畜産物を含む持続可能な食材のメニュー提供、「アニマルウェルフェアの日」の設定。</p> <p>(2) 小・中学校での学習課題や夏休みの自由研究課題テーマなどのサポートとなる企画をお願いしたい。</p>	
12	-	-	<p>海外及び日本のアニマルウェルフェア動向の調査データ・研究の公開の場の設定</p> <p>(1) 海外では、アニマルウェルフェアに長い歴史を持つ国々があり、高い基準やガイドラインを持ち、先進的な取り組みが行われている。また近年は、前項で述べたようにグローバル食品企業のアニマルウェルフェアへの取り組みが加速しており、日本の食品マーケットにも徐々にアニマルウェルフェア食品流入の兆しが見えている。また、日本の食品企業の海外輸出に際してもアニマルウェルフェア食品の開発は避けて通れない課題となっている。</p> <p>こうした世界的なアニマルウェルフェアの拡大状況に対応するために、ビジネスやマーケット情報、各国のガイドライン・基準、研究開発、生産方式など、海外のアニマルウェルフェアに関する最新動向を紹介することはアニマルウェルフェアに関心を持つ畜産業者、食品事業者、消費者の意識の向上・レベルアップに役立ち、日本の畜産物の品質・付加価値がアップし、内外のマーケットでの優位性を得られる。</p> <p>(2) 前述のように、日本国内ではアニマルウェルフェア畜産を志向する若い生産者が増えている。また、すでに高レベルでアニマルウェルフェア畜産を実践している農場も各地にある。しかしながら、現状でアニマルウェルフェア畜産を実践している農場は中・小規模が多く、十分にその動向（生産技術、研究成果など）などが広く伝えられていない。日本の特性を生かした農畜産物生産の普及のためにも、万博会場において日本のアニマルウェルフェア畜産の調査データや研究の公開の場を設置してもらいたい。</p>	
13	-	-	<p>G7 諸国の中で日本だけ「家畜への動物福祉」の扱い・意識が格段に低いことが半ば世界の常識。多くの公務員・国民も「動物福祉」の言葉さえも知らないのが実情である。「肉を食するかどうか？」は個人の考えに委ねる事だが、万博ではプラントベースのメニュー提供と合わせて「G7 諸国並みの動物福祉を達成した畜産物等」を調達する為に何度も動物愛護団体と意見交換する事をお願いしたい。</p>	<p>これまでも関係団体等と意見交換を行っており、今後も実施させていただく予定としております。</p>
個別基準（水産物）に関する意見等				
14	33	-	<p>我が国で合法的に生産されたものに配慮した取り纏めになっており、水産物に関しては IUU のものを明確に対象外とされたことなど多方面からの検討されたことを高く評価する。</p>	<p>ご意見の内容については、本調達コードの改定・運用にあたって参考にさせていただきます。</p>

15	33	-	絶滅危惧種や適正量については記載があるが、生物としての尊厳についての記載がない。食料となる以前に生き物である事を考慮する事を追記してほしい。それを踏まえ、生き締め処理を廃止とし、生物としての苦痛を最大限避けた処理を項目に追加いただきたい。	魚を漁獲後に締めるという作業は、活け締め以外にも氷締めなど様々な処理を行っており、これらは鮮度を保ち、多種多様な形態で魚を提供するのに必要な処理と考えています。 また、国際獣疫事務局 (WOAH (旧 OIE)) が発効している水生動物衛生規約第7条において、アニマルウェルフェアに配慮した魚の処理方法の1つとして、生き締めの一種である脳締めに相当する「突き刺し、コアリングによる処理」が含まれております。 参考：WOAH 発効水生動物衛生規約 (Aquatic Code Online Access-WOAH- World Organisation for Animal Health)
16	33	-	現状の調達基準では、絶滅危惧種や IUU 漁業リスクの高い水産種の調達および提供が可能な状況となっている。絶滅危惧種が、持続可能な水産物と誤った説明のもと提供されることがないよう改善が必要である。日本国内の水産マーケットに IUU (違法・無報告・無規制) 漁業由来の水産物の流通を防止することを目的に、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 (以下、水産流通適正化法)」が制定、2022年12月1日施行が開始された。本法は、水産物の取扱事業者に対し、取引情報の伝達や取引記録の作成、さらに輸出入に際して、保存や適法な採捕の証明書類の添付義務付け等の措置を講じるもので、違法な漁業の抑止や、水産資源の持続的な利用に寄与する法律として、漁業とその関連産業の健全な発展に資するものである。一方で、国際的な海洋資源環境の保全を強化するためにも、さらなる改善が重要であると考えており、日本で大量に消費され、かつ、IUU 漁業のリスクが高い、マグロ類、ウナギ類、カニ類、エビ類をはじめとして、その対象魚種を増やすことが望まれる。 また、日本に流通するすべての水産物に段階的に拡張できるような電子漁獲証明書と報告システムを確立すること、漁船への電子モニタリング機器搭載といったシステム全体を通じてより高い透明性を確保し、EU および米国の既存の輸入管理制度と整合性のある主要データ要素 (を含む、GDST(Global Dialogue on Seafood Traceability) などの国際基準と一致するトレーサビリティ・システムを開発し水産サプライチェーンへの導入を推進すること、他の65ヶ国同様に、漁船、冷凍輸送船及び補給船に関する情報をFAOに提供すること、混獲といった、漁業が生物多様性へ及ぼす悪影響を国や調達企業が把握し対処することなどが必要である。 さらに、IUU 漁業においては、人権侵害や労働問題に対する懸念が高まっている。水産物を輸入する際は、製造・加工過程で人権侵害が発生していないことを保証するために追加的なチェックを実施することも必要である。さらには、ゴーストギアとも呼ばれる ALDFG (放棄・紛失・投棄される漁具) の対策がされた持続可能な漁業・養殖業からの調達が求められるが、これらは改正漁業法でもほとんどカバーされていない。漁業の透明性とトレーサビリティを確保し、自然資本を尊重し、生態系の保全および生物多様性を確保するために、上記のような持続可能な水産調達を明確に求めるべき。	ご意見の内容については、政策的な御提案として関係省庁にお伝えします。なお、IUUについては、3.(1)全般及び(5)経済(5)にも記載のとおり各国の法律に遵守したものの、紛争や犯罪への関与のない原材料であること、が大前提であり、当調達コードにおいても求めております。 絶滅危惧種についても、水産物個別基準5.に規定している通り、資源保存や再生産確保など持続可能な利用のための措置が講じられているものを除き、使用できないこととしております。
17	34	27	「法令、国際条約等に基づき漁獲量規制等に関する措置が講じられているもの」は「法令、国際条約等に基づき漁獲量規制等に関する措置が講じられ、かつ漁獲証明書が添付され、IUU 漁業由来ではないことが証明されているもの」とすること。	
18	34	8	「このほか、FAO のガイドライン ^{注2} に準拠したものとして博覧会協会が認める水産エコラベル認証スキームにより認証を受けた水産物も、上記2への適合度が高いものとして同様に扱うことができるものとする。」は、削除すべき。 根拠：FAO のガイドラインに準拠しているかは、基準、運営組織のガバナンス、審査体制とその客観性および透明性等の検証が必要であり、仮に上記を採用するのであれば、博覧会協会が GSSI の認定方法に準拠した手法でその客観的根拠を示す必要がある。認証管理主体等の主張を鵜呑みにしてはならない。	ご意見の内容については、本調達コードの改定にあたって参考にさせていただきます。また、認証スキームについては検討した上、必要に応じて今後もワーキンググループで議論をいただき決めてまいります。
19	34	14	(1)～(3)はいずれも「別紙に従って確認されたこと」を条件としているが、提出された根拠および適合性の判断理由は、機密情報を除き、情報開示をすること。また提示される根拠は、十分な客観性公的機関の資料、科学的データ等を持ったものとする。	ご意見の内容については、今後の本調達コード運用にあたって参考にさせていただきます。
20	34	5	GSSI の承認対象であるか否かで、承認対象の新規格は「ver. 2.0」、それ以前の旧規格を「ver. 1.0」を、消費者が混同しないように区別していたが、2021年1月末に旧規格「ver. 1.0」は失効しており、現在「ver. 1.0」自体は存在していないため、「MEL (ver. 2.0)」の「ver. 2.0」を削除していただきたい。	ご意見を踏まえ修正いたします。

個別基準全般に関する意見等				
21	-	-	新たに追加された農・畜・水産物、パーム油の個別基準について、持続可能な調達ワーキンググループにおける主要な議論が反映されており、東京2020のレガシーの発展として、持続可能性への一層の配慮が明確に示されたものと認識。WTO政府調達協定の遵守も改めて明記された。	ご意見の内容については、本調達コードの改定・運用にあたって参考にさせていただきます。
22	-	-	具体的に数値目標（環境への負荷を〇〇%削減、調達コードの基準値など）を明確に示した方が良い。高い目標設定値を掲げ、たとえ、目標を達成できなくても、目標に向かって努力する姿を見せることが重要。罰則なども規定した方が良い。中小企業では難しいこともあると思われるため、サプライチェーンの中で主導的な役割をする大企業がサポートする体制を構築するべきと記述してはどうか。	事業者や物品等で調達実態は異なるため、客観的なデータに基づいた数値目標を出すことは難しいと考えております。調達基準の不遵守があった場合、当協会から改善要求を行うこととしており、重大な不遵守があるにも関わらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、契約を解除できることとしております。また、当協会が直接契約を締結する事業者等がサプライチェーンに対する調査や働きかけを可能な限り行うべきであるとしており、その一環として必要に応じてサポートも含めた対応を行っていただきたいと考えています。
23	-	-	持続可能な調達ワーキンググループでは、委員より、持続可能な調達を後押しする一歩進んだ調達にむけた意見が提示されたにも拘わらず、現状の調達基準ではその意見が十分反映されていない。調達ワーキンググループの委員の意見を取り入れた基準に改善すべきである。	様々なご意見があるため全てを反映することは難しいところですが、本案はワーキンググループで委員の意見ができるだけ反映されるようとりまとめたものとなっております。
その他				
24	6	21	「趣旨」について、さまざまな国際基準や法制度を列挙しているが、それらの基準をクリアする理由を調達に関わるすべての主体者の共感と賛同を得るように、調達コードの理念をシンプルかつ明確に書くべき。	ご意見の内容については、今回の意見募集の対象外となりますが、今後の本調達コードの改定・運用にあたって参考にさせていただきます。
25	9	7	「3R（リデュース、リユース、リサイクル）+Renewable及び循環経済の推進」について、持続可能性が担保されない再生資源は積極的に除外すべきであることから、『・・・再生品や持続可能性の担保された再生資源を含む原材料を利用すべきであり、・・・』、『・・・「3R+Renewable（持続可能性が担保された再生可能資源への代替）」を徹底し・・・』と修正すべき。エネルギー回収も極力回避すべきであることから、『・・・再使用・再生利用ができない廃棄物が発生するものの使用は極力排除した上で、最悪の場合であってもエネルギー回収をすることで、資源の有効利用に取り組むべきである』と修正すべき。	
26	9	16	「容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用」について、最小化の前に、来場者の協力を得つつ使用しないことと再優先すべきであることから、『・・・製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材について、来場者の協力を求めつつ極力使用しないこと、使用する場合には最小化に取り組むべきである。また・・・』と修正すべき。植物由来であっても環境破壊を加速させるものが存在し得ることから『・・・再生材料や持続可能性が担保された植物由来材料の使用のほか・・・』と修正すべき。	
27	9	24	「プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減」について、代替資源の利用の際にも環境への悪影響が懸念されることから、『・・・代替可能性が見込まれる場合には、その機能性を保持・向上した再生材や、削減した上で持続可能性を担保することを前提条件として紙・バイオプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進すべきである。』と修正すべき。	
28	9	29	「汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理」について、法令ではカバーされていないマイクロプラスチックなどの分野で深刻な環境汚染の可能性があること、製品に添加するものも明確に対象とすべきことから『・・・各種環境法令、及び、予防原則に基づき、マイクロプラスチックを含む大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有、添加するものを含む）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。また・・・』と修正すべき。	
29	9	36	「資源保全に配慮した原材料の採取」について、トレーサビリティが確保されないために違法性が確認できていないものが存在することから、『・・・違法に採取・栽培された資源、および、生産時に遡ってトレーサビリティが担保できない資源を使用してはならない。また・・・』と修正すべき。	
30	10	7	「生物多様性の保全」について、土地利用転換や不適切な廃棄が、環境劣化の大きな要因となっていることに留意すべきであり、さらに、生物多様性や生態系は既に大きな劣化がありこれ以上劣化させることは許されないことから、『・・・土地利用転換を行わないことを前提とした上で、生物やその生息環境への影響の少ない方法や不適切な廃棄を予防できる生産等により、生物多様性や生態系への負荷を限りなく低減させることに取り組むべきである』と修正すべき。	

31	10	34	「女性の権利尊重」について、「尊重」ではなく、もっと踏み込んで、「権利保障」と表記すべき。	
32	11	23	「労働」について、「ワーク・ライフ・バランスの推進も必要である」ではなく、「ワーク・ライフ・バランスを遵守」とすべき。	
33	16	11	担保方法の「取組状況の記録化」について、調達コード遵守を担保するためには、「可能でない」状況を容認する必要性を感じない。「可能な限り」は削除し、「必ず記録化すること」とすべき。	
34	17	17	担保方法の「遵守状況の確認・モニタリング」について、リスクの高さとは具体的には何を指すのかよくわからず、必要性があるかどうかの判断も取れない可能性があるため、「調達コードの基準、法制度に違反していることが疑われる場合には」のように、モニタリングするかどうかの明確な基準を記載すべき。	
35	18	9	担保方法の「改善措置」について、サプライチェーン全体で持続可能な調達の実現を担保すべきであるなら、「何らかの働きかけをしていれば契約解除の対象にならない」とすべきではなく、「サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等のサプライチェーンにおける調達コードの不遵守に関しては、サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等が本調達コードの規定及び博覧会協会の要請に基づきサプライチェーンに対し、契約解除の対象となる」とすべき。	

以上